

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 10 月 1 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 29 日（当初作成）

平成 30 年 9 月 28 日（第 1 回目更新）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 9 経営体

法人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在、一定の担い手はいるが、農業従事者の高齢化及び後継者不足などにより、耕作放棄地の増加が懸念されている。

今後は、担い手や定年後の就農者の確保に努め、離農者の農地の受入れ体制を確立できるように努める。

また、農地の出し手にも、水管理や草刈りなどに協力してもらい、地域が一体となって農地を守っていく体制を整えていく。